

太枠内の項目をみれなくご記入ください。

※加入申込時、生協への口座登録をされていない方は、口座登録が必要です。

018 組合員番号	019 加入区分 ①	027 営業店 3816 京都・京都開発課
001 ご記入日 (加入依頼日) 令和 ③ 年 月 日	002 加入者 令和 ③ 年 月 ① 日 ~令和8年4月1日	028 代理店 0051 京都コープサービス
010 電話番号	017 払込方法・回数 017 団体・口座振替12回払 事業所コード	029 契約者(団体) ECJ51 京都生活協同組合組合員
ご住所 (組合員) A04 A05 カナ 003 〒 -	013 生年月日 (1大正) (1昭和) (2平成) 年 月 日	
お名前 (ご署名) A08 カナ W09 漢字 自署	性別 014 男 女	項目 コード 内容

ご加入時の同意内容について
 私と被保険者(※)全員は、以下の事項について確認・同意のうえ、加入を依頼します。(※)保険の対象となる方をいいます。
 ①私が契約者である団体の構成員であること、②重要事項説明書の内容、③重要事項説明書添付の「ご加入内容確認事項」の内容、④重要事項説明書内の「個人情報」の取扱いの内容、
 ⑤「告知の大切さに関するご案内」の内容
 △★が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。

保険の対象となる方は、下記「保険の対象となる方(被保険者)」欄に記載いただいた方です。

健康状態告知の内容、ご加入時の同意内容、がん保険金受取人の指定内容*1について確認・同意します。 *1 特にお申し出がない限り、更新前契約と同内容での更新となります。		108 組合員(加入者)からみた被保険者(本人)の続柄 01 本人 02 配偶者 03 父母 04 子 05 兄弟姉妹 08 その他親族(同居) →具体的に続柄をご記入ください。()				
告知日・同意日(ご記入日) 令和 年 月 日		106 ★生年月日		107 ★性別		
カナ E05 漢字 自署		① 昭和 ② 平成 年 月 日		令和7年4月1日における満年齢をご記入ください。 ① 男 ② 女 歳		
★健康状態告知欄 167 質問1 168 質問2 ① なし ① なし		110 加入者ご住所 111 異なる場合のみ右欄に記入 112 住所 カナ 〒 E14 E15 漢字		121 オプション込み保険料		
		オプションなし保険料		女性特約付 抗がん剤特約付 再発転移特約付 女性特約付+抗がん剤特約付 女性特約付+再発転移特約付 抗がん剤特約付+再発転移特約付 女性特約付+抗がん剤特約付+再発転移特約付		
充実コース		A		B AK AT BK BT AKT BKT		
お手軽コース		X		Y XK YK		
がん診断コース		S				
S19 がん保険金受取人(カナ) 被保険者本人が受け取られる場合はご記入不要です。		120 被保険者(本人)からみた保険金受取人の続柄コード		保険料 円		
		02: 配偶者 03: 父母 04: 子 05: 兄弟姉妹 08: その他親族(同居) →具体的に続柄をご記入ください。()				
★他の保険契約等(※この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。)ありの場合は○をし、具体的な内容をご記入ください。		項目 コード 内容				
109 あり 1		保険会社・共済会社 保険種類 満期日(補償の満了する日)・保険金額・支払限度額(ご契約金額 単位:万円)				

2025年1月作成 24T-001959

別紙口座振替依頼書もあわせて提出ください。
 中途加入の場合、PC・スマートフォンからお手続きいただけます。表紙のQRコードからお申込みください。

京都生協組合員の皆様へ

団体割引 **20%** 適用
 団体契約だから保険料が割安です。

2025年版

コープの団体がん保険

(団体総合生活保険)

お手頃な保険料!
 たとえば、がん診断コースなら
月々480円!
 (40~44歳の場合 男女同額)

通院保険金は
 (日帰り入院を含む)
 入院前60日入院後365日の
最大425日を
 お支払い(Sタイプ除く)

補償開始日からの
待機期間なし!



オプション **がんの再発・転移も補償 業界初!** ※1

がんが再発または転移した場合に、完治・寛解※2の有無や再発・転移までの経過期間に関わらず保険金をお支払い

※1 従来のがん保険(がん診断保険金)では、治療する前の転移や短期間のうちに再発した場合等は保険金をお支払いできませんでした。
 ※2 一時的あるいは永続的にがんが縮小または消失している状態のことをいいます。

中途加入の
WEB手続きはこちら
 (利用可能期間:2025年3月1日~2026年1月31日)

保険期間 2025年4月1日午後4時から2026年4月1日午後4時までの1年間
 【中途加入の場合】補償期間:加入申込日の翌々月1日午前0時~2026年4月1日午後4時まで

加入方法 「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。
 新規加入される方は「加入依頼書」と口座振替依頼書の必要事項をご記入・ご署名のうえ、代理店へご提出ください。
 加入依頼書の記入方法等につきましては、「加入依頼書記入例」をご参照ください。
 毎月月末が加入依頼書提出の締切日です。
締切日の翌々月の1日から補償開始日となり、補償期間は2026年4月1日午後4時までとなります。



お問い合わせ先
 コープ保険サービス(株式会社京都コープサービス)
通話料 無料 ☎ **0120-39-9775** (受付時間) 平日 10:00~17:00
 本社営業所 住所:〒601-8382 京都府京都市南区吉祥院石原上川原町1-2 本部B棟
 eメールアドレス:hoken@kyoto.co-op.jp FAX:075-691-9994

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社 (担当課) 京都本部 京都開発課
 住所:〒600-8570 京都府京都市下京区四条通富小路角 TEL:075-241-1156 受付時間:平日9:00~17:00

「コープの団体がん保険」の商品内容

保険期間：1年間、団体割引：20%
 すべてのプランともに、保険の対象となる方ご本人お一人につき1口までご加入となります。

補償内容	充実コース (100万円)	お手軽コース (50万円)	がん診断 コース
診断時に がんの治療への備えとして がん診断保険金 がんと診断確定されたとき、入院の有無にかかわらず(注1)	一時金として 100 万円	一時金として 50 万円	一時金として 100 万円
何日でも 治療に専念していただくために がん入院保険金 がん入院(日帰り入院も含む)されたとき、入院1日目から	1日につき 10,000 円	1日につき 5,000 円	—
何回でも 手術費用を心配しないために がん手術保険金 がん所定の手術を受けられたとき、手術の種類に応じて(注2)	手術の種類により 10・20・40 万円	手術の種類により 5・10・20 万円	—
退院時に お見舞い返しなどの退院後の出費に がん退院後療養保険金 がん20日以上継続して入院され、無事に退院されたとき	一時金として 10 万円	一時金として 5 万円	—
がん通院保険金 通院時の医療費や交通費などに がん入院(日帰り入院も含む)されたとき、その後の通院・三大治療のための通院をしたとき	1日につき 5,000 円	1日につき 2,500 円	—
がん重度一時金 がんの症状が重度の場合に がん所定の重度状態となった(注3)	100 万円	50 万円	—
がん先進医療保険金 がんの先進医療治療の備えとして がん先進医療を受けたとき(注4)	保険期間を通じて 500 万円限度	—	—
がん患者申出療養保険金 迅速に先端の医療技術を受けられるために がん患者申出療養を受けたとき(注5)	保険期間を通じて 1,000 万円限度	—	—

60歳以上の方向けにご用意しています

オプション

女性特約	抗がん剤特約	再発転移補償特約
がん女性特定手術保険金 女性特有のがんで所定の手術を受けられた場合に 次の手術を受けられたとき ① 乳房切除術【注】 ② 子宮全摘除術 ③ 両側卵巣全摘除術 【注】皮膚を切開し、病変部を切除する手術をいい、生検を除きます。	抗がん剤治療保険金 抗がん剤治療を開始した場合に がん抗がん剤治療を実施した各月に(注6)	がん再発転移保険金 がんの再発転移の備えとして がん所定の治療(注7)を受けた後、治療を受けたがんが再発または転移したと診断確定されたら
1回につき 50 万円	月額 10 万円	一時金として 100 万円
1回につき 25 万円	月額 5 万円	—

保険金をお支払いする主な場合については、P3・4の「補償の概要等」をご確認ください。
 (注1) がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。
 (注2) 手術の種類によっては回数制限があったり、お支払いの対象とならない場合があります。また、時期を同じくして*2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみ保険金をお支払いします。
 *「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
 (注3) がんの進行度がステージⅣに該当すると診断確定された状態
 (注4) 対象となる先進医療については、P3・4「補償の概要等」をご確認ください。
 (注5) 対象となる患者申出療養については、P3・4「補償の概要等」をご確認ください。
 (注6) 対象となる抗がん剤治療については、P3・4「補償の概要等」をご確認ください。また、抗がん剤治療保険金の支払限度月数は、60か月とします。
 (注7) 対象となる治療については、P3・4「補償の概要等」をご確認ください。

月額保険料 (保険料が5歳きざみで変更になる更新型の保険です)

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(2025年4月1日時点の満年齢をいいます。)によって異なります。
 新規加入は、20歳から満84歳(更新は満89歳)までとなります。
 お手軽コースは60歳以上の方のみ、がん診断コースは30歳以上の方のみご加入いただけます。

プラン/ 被保険者 年齢	充実コース								がん 診断 コース
	オプション込み保険料								
	オプション なし 保険料	女性 特約付	抗がん剤 特約付	再発転移 特約付	女性 特約付 + 抗がん剤 特約付	女性 特約付 + 再発転移 特約付	抗がん剤 特約付 + 再発転移 特約付	女性特約付 + 抗がん剤特約付 + 再発転移特約付	
A	B	AK	AT	BK	BT	AKT	BKT	S	
20~24歳	190円	210円	320円	210円	340円	230円	340円	360円	—
25~29歳	330円	370円	500円	370円	540円	410円	540円	580円	—
30~34歳	580円	660円	860円	640円	940円	720円	920円	1,000円	230円
35~39歳	880円	1,010円	1,400円	990円	1,530円	1,120円	1,510円	1,640円	330円
40~44歳	1,300円	1,470円	2,170円	1,490円	2,340円	1,660円	2,360円	2,530円	480円
45~49歳	1,900円	2,130円	3,150円	2,220円	3,380円	2,450円	3,470円	3,700円	670円
50~54歳	2,710円	2,970円	4,460円	3,310円	4,720円	3,570円	5,060円	5,320円	1,090円
55~59歳	4,100円	4,390円	6,530円	5,140円	6,820円	5,430円	7,570円	7,860円	1,700円
60~64歳	6,130円	6,420円	9,550円	7,690円	9,840円	7,980円	11,110円	11,400円	2,470円
65~69歳	8,300円	8,580円	12,750円	10,540円	13,030円	10,820円	14,990円	15,270円	3,300円
70~74歳	10,560円	10,840円	16,270円	13,570円	16,550円	13,850円	19,280円	19,560円	4,100円
75~79歳	12,470円	12,750円	18,920円	16,330円	19,200円	16,610円	22,780円	23,060円	4,940円
80~84歳	14,370円	14,650円	20,790円	18,930円	21,070円	19,210円	25,350円	25,630円	5,810円
更新のみ 85~89歳	16,010円	16,290円	21,450円	20,910円	21,730円	21,190円	26,350円	26,630円	6,640円

プラン/ 被保険者 年齢	お手軽コース			
	オプション込み保険料			
	オプション なし 保険料	女性 特約付	抗がん剤 特約付	女性特約付 + 抗がん剤特約付
X	Y	XK	YK	
60~64歳	3,100円	3,250円	4,810円	4,960円
65~69歳	4,190円	4,330円	6,410円	6,550円
70~74歳	5,300円	5,440円	8,160円	8,300円
75~79歳	6,260円	6,400円	9,490円	9,630円
80~84歳	7,210円	7,350円	10,420円	10,560円
更新のみ 85~89歳	8,030円	8,170円	10,750円	10,890円

コープの団体がん保険(団体総合生活保険) 補償の概要等

保険期間:1年

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表等をご確認ください。

【がん補償】

保険の対象となる方ががん*1と診断確定された場合や、その治療のため入院・手術をされた場合等（介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。）に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

がん*1と診断確定されたときに、がん*1以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん*1の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、取扱代理店 コープ保険サービス（株式会社京都コープサービス）までご連絡ください。

*1 補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D - 10（2013年版）準拠」および「国際疾病分類－腫瘍学（N C C 監修）第3版（2012年改正版）」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。

なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。



ご注意

初年度契約の保険始期前にがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません（この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。）。

がん補償基本特約		保険金をお支払いする主な場合
がん診断 保険金		保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合 ■初めてがん診断確定された場合 ■この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約）から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん（原発がん）を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ■原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 ▶がん診断保険金額をお支払いします。 ただし、がん診断保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限りです。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。
がん入院 保険金		がん診断確定され、その診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその 治療のため入院（日帰り入院を含みます。）を開始された場合 ▶がん入院保険金日額に入院期間を乗じた額をお支払いします。 ※がん入院保険金が支払われる期間中、さらにがん診断保険金の支払事由に該当しても、がん入院保険金は重複してはお支払いできません。
がん手術 保険金		がん診断確定され、その治療のため、保険期間中に 所定の手術を受けられた場合 ▶手術の種類に応じてがん入院保険金日額の10倍、20倍または40倍の額をお支払いします。 ただし、時期を同じくして*1 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。 *1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
がん退院後 療養保険金		がん診断確定され、保険期間中にがん入院保険金の支払対象となる入院を開始し、20日以上継続して入院した後、 生存して退院された場合 ▶がん退院後療養保険金額をお支払いします。 ただし、退院日からその日を含めて30日以内に開始した入院については、がん退院後療養保険金をお支払いできません。
がん通院 保険金 + がん通院 保険金の 補償拡大 特約		がん診断確定され、以下のいずれかの状態に該当した場合 ①診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため以下のいずれかの条件を満たす通院（往診を含みます。）をされた場合 ■がん手術保険金の支払対象となる所定の手術のための通院であること ■抗がん剤*1による治療のための通院であること ②保険期間中にがん入院保険金の支払対象となる入院（日帰り入院も含みます。）を開始し、以下の条件のすべてを満たす通院（往診を含みます。）をされた場合 ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要としている期間内に行われた通院であること ■入院の原因となったがんの治療のための通院であること ■入院の開始日の前日からその日を含めて遡及して60日以内（入院前通院期間）または退院日の翌日からその日を含めて365日以内（退院後通院期間）に行われた通院であること ▶がん通院保険金日額に通院日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院（日帰り入院も含みます。）の原因となったがんの治療のための通院について425日を限度とします（①に該当する通院をされた場合、日数の限度はありません。）。 *1 診断確定されたがんの治療のため投薬または処方された所定の医薬品*2で、その時点において厚生労働大臣の承認を得ているものをいいます。 *2 医薬品の種類によっては、お支払いの対象とならない場合があります。 ※がん入院保険金と重複してはお支払いできません。また、退院後通院期間中に新たに入院（日帰り入院も含みます。）をされ、入院前通院期間と退院後通院期間に重複する期間があったとしても、保険金は重複してはお支払いできません。
がん重度 一時金		がん診断確定され、保険期間中に以下のいずれかの状態になった場合 ■その病状が初めて 重度状態*1 と診断確定された場合 ■この保険契約が継続契約の場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約）から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に 重度状態*1 と診断確定されたがんが、治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移し、再び 重度状態*1 と診断確定されたとき ▶がん重度一時金をお支払いします。 ただし、がん重度一時金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限りです。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、その診断確定についてはがん重度一時金をお支払いできません。 *1 国際対がん連合（UICC）の定めるTNM分類等の病期分類において、がんの進行度がステージIVに該当すると診断確定された状態をいいます。

がん補償基本特約		保険金をお支払いする主な場合
がん 再発転移 補償特約		がんが認められない状態となったか否かや最終の診断確定日からの経過期間にかかわらず、 がん と診断確定され、以下の治療を受けた場合で、治療を受けたがんが保険期間中に再発または転移*1したと診断確定されたとき ■手術 ■放射線治療 ■抗がん剤治療 ■造血幹細胞移植 ▶がん再発転移保険金額をお支払いします。 ただし、がん再発転移保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限りです。 *1 他の臓器に転移した場合に限りです。なお、同一の種類の臓器が複数ある場合は、それらは同じ臓器とみなします。
がん先進 医療特約		がん診断確定され、その治療のため、保険期間中に 先進医療*1 を受けられた場合 ▶先進医療*1にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて、がん先進医療保険金額を限度とします。 *1 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 *2 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む） ii. 先進医療以外の評価療養のための費用 iii. 選定療養のための費用 iv. 食事療養のための費用 v. 生活療養のための費用 *3 次のいずれかに該当するものをいいます。 i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療
がん患者 申出療養 特約		がん診断確定され、その治療のため、保険期間中に患者申出療養*1を受けられた場合 ▶患者申出療養*1にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて、がん患者申出療養保険金額を限度とします。 *1 「患者申出療養」とは、公的医療保険制度のうち、厚生労働大臣が定める患者申出療養（患者申出療養ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は患者申出療養とはみなされません（保険期間中に対象となる患者申出療養は変動する可能性があります。）。 *2 次の費用等、患者申出療養にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む） ii. 評価療養のための費用 iii. 選定療養のための費用 iv. 食事療養のための費用 v. 生活療養のための費用 *3 次のいずれかに該当するものをいいます。 i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療
抗がん剤治療 補償特約		保険期間中に抗がん剤治療*1を開始した場合 ▶抗がん剤治療*1をした日の属する各月*2について抗がん剤治療*1を開始した時点の抗がん剤治療保険金額をお支払いします。 ただし、抗がん剤治療保険金の支払限度月数は60か月とします。 ※抗がん剤治療*1をされた月の翌月1日から、抗がん剤治療*1をすることなくその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再び抗がん剤治療*1をされた場合は、新たに抗がん剤治療*1を開始したものと取り扱います。 *1 以下の条件のすべてを満たす入院または通院をいいます。 ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、その治療のための入院または通院であること ■公的医療保険制度に基づく 医科診療報酬点数表 または 歯科診療報酬点数表 により、抗がん剤*3にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院であること *2 抗がん剤治療保険金が支払われる月に、さらに別の抗がん剤治療*1をされても、抗がん剤治療保険金は重複してはお支払いできません。 *3 診断確定されたがんの治療のため投薬または処方された所定の医薬品*4で、その時点において厚生労働大臣の承認を得ているものをいいます。 *4 医薬品の種類によっては、お支払いの対象とならない場合があります。
がん 女性特定 手術特約		がん診断確定され、がん手術保険金が支払われる場合において、その診断確定されたがんの治療のため保険期間中に以下の手術を受けられた場合 ■乳房切除術（皮膚を切開し、病変部を切除する手術をいい、生検を除きます。） ■子宮全摘除術 ■両側卵巣全摘除術 ▶がん女性特定手術保険金額をお支払いします。 ただし、時期を同じくして*1 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみお支払いします。 *1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

【「がん先進医療特約」における**粒子線治療*1費用のお支払いについて**】
 「がん先進医療特約」のお支払いの対象となる粒子線治療*1について、一定の条件*2を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療*1にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までに《お問い合わせ先》までご連絡ください（医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。）。

*1 「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。
 *2 「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。
 ・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。
 ・粒子線治療*1開始前に保険金のお支払い対象であることが確認できること。
 ※変更・中止となる場合があります。

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明) 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【マークのご説明】



保険商品の内容をご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

I. ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み



この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消させていただきますことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等



基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 保険金額等の設定



この保険の保険金額*1は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。がん補償においては、保険期間の途中でご加入者からのお申出による保険金額の増額等はできません*1。

*1 がん補償においては、更新時でも保険金額の増減等はできません。

4 保険期間および補償の開始・終了時期



ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

5 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法



払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3) 保険料の一括払込みが必要な場合について



(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただきますことや、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。

※がん補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意ください内容につきましては、「II-1 告知義務」をご確認ください。

*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険

料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)

6 満期返れい金・契約者配当金



この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II. ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務



加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「III-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なることがあります。)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】

★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

項目名	基本補償・特約	がん補償
生年月日		★
性別		★
健康状態告知*1		★

※すべての補償について「他の保険契約等*2」を締結されている場合は、その内容についても告知事項(★)となります。また、医療費用補償特約(こども傷害補償)をセットされる場合には、「公的医療保険制度」についても告知事項かつ通知事項(☆)となります。

*1 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。

*2 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

【がん補償の「告知」(健康状態告知書)】

①告知義務について
保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について
東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

③告知が事実と相違する場合
告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*3から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*4。

●責任開始日*3から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*5(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。)

*3 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

*4 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

*5 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただきますことがあります。

(例)「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について
保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2 クーリングオフ



ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 保険金受取人



【がん補償】

保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意



現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。
・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。

・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。

・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。

・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。

・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。

・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

III. ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等



【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「II-1 告知義務【告知事項・通知事項一覧】」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

●すべての補償共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をい

ただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

2 解約されるとき



ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。

・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約



がん補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき



【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】

●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただきますことや、引受条件を制限させていただくことがあります。

●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【更新後契約の補償内容を拡充する場合】

がん補償において、更新時に保険金額の高いタイプへの変更、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(組合員)の氏名(ふりがな)、組合員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

IV. その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること
- 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

- ### 2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について
- がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
 - ①この保険が継続されてきた最初のご加入(初年度契約といいます。)の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
 - ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき(その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。)
 - ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
 - その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ### 4 保険会社破綻時の取扱い等
- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
 - 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	経営破綻した場合等のお取扱い
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

- ### 5 その他ご加入に関するご注意事項
- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただけますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

- ### 6 保険金支払事由が起こったとき
- 保険金支払事由が発生した場合には、直ちに(がん補償等については30日以内に)《お問い合わせ先》までご連絡ください。
 - 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を

証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)

- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
- ・附加給付の支給額が確認できる書類
- ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類(介護補償(年金払介護)においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。)

- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいらない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
 - *1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
 - ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。保険金のお支払後に、保険の対象となる方(またはご加入者)からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方(またはご加入者)に傷病名等を察知される可能性があります。
 - ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方(またはご加入者)が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
 1. 保険の対象となる方(またはご加入者)が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
 3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合
- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

事故受付センター(東京海上日動安心110番)のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。

一般社団法人
日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関) 注意
要配慮

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

0570-022808 <通話料有料>
IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

【受付時間：平日 午前9時15分～午後5時】(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

0120-720-110 受付時間:
24時間365日

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、代理店までご連絡ください。

この保険は、京都生活協同組合を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として京都生活協同組合が有します。

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただけますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。
 - 保険金をお支払いする主な場合 保険金額、免責金額(自己負担額)
 - 保険期間 保険料・保険料払込方法 保険の対象となる方

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ!
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

メディカルアシスト 自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

受付時間*1:24時間365日

0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。
*2 正確なお客対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

介護アシスト 自動セット

お電話にてご高齢の方生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

電話介護相談

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

【受付時間】

いずれも土日祝日、年末年始を除く

0120-428-834

* 電話介護相談 …… :9:00～17:00
* 各種サービス優待紹介 :9:00～17:00

デイリーサポート 自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。
【ホームページアドレス】 www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

【受付時間】

いずれも土日祝日、年末年始を除く

0120-285-110

* 法律相談 …… :10:00～18:00
* 税務相談 …… :14:00～16:00
* 社会保険に関する相談 :10:00～18:00
* 暮らしの情報提供 :10:00～16:00

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください 各サービス共通

- ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- 各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様の負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。
*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

加入依頼書 記入例

組合員番号を忘れずにご記入ください。

必ず**組合員本人**がご署名ください。

加入者からみた被保険者の続柄をご記入ください。

2025年4月1日時点の満年齢をご記入ください。

必ず同意日をご記入ください。

必ず**被保険者ご本人**がご署名ください。

「健康状態告知」は下欄をよく読んでご記入ください。

いずれか1タイプご選択ください。
お手軽コースは60歳以上の方のみ、がん診断コースは30歳以上の方のみご加入いただけます。

月額保険料をご記入ください。

被保険者本人からみた保険金受取人の続柄を○してください。

保険金受取人を本人以外に指定される場合のみご記入ください。

「他の保険契約等」について「あり」の場合は、詳細をご記入ください。

健康状態告知に関する質問

以下のご質問をよくお読みいただき、ご回答は加入依頼書の健康状態告知欄にご記入ください。

質問 1

今までに「がん」または「上皮内がん」と医師に診断されたことがありますか？*

* 「がん」または「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気の例

がん	悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫
上皮内がん	上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成

質問 2

●告知日(ご記入日)より過去2年以内に以下のいずれかに該当したことがありますか。

①健康診断・人間ドックにおいて以下の検査を受けた結果、臓器もしくは検査結果の異常(要治療・要精密検査・1年以内の要再検査をいいます。)を指摘されたこと

- ・上部消化管エックス線検査(または内視鏡検査)・胸部エックス線検査・乳房エックス線(マンモグラフィ)検査・乳房超音波検査・子宮頸部の細胞診・便潜血検査・しゅようマーカー(CEA・AFP・CA19-9・PSA等)・CT検査・MRI検査・PET検査・肝炎ウイルス検査(HBs抗原・HCV抗体)・腹部超音波検査・その他のがん検診

②医師の診察の結果、下記【別表】の病気や所見、症状により継続して診察(服薬・治療を含みます)・検査を受けるように指導されたこと

なし

お引受けできます。回答をご記入のうえ、ご署名ください。

ご注意事項

本内容は健康状態に関する回答です。ご回答内容・ご署名はボールペンでもれなくご記入ください。

あり

申し訳ございませんが、お引受けできません。

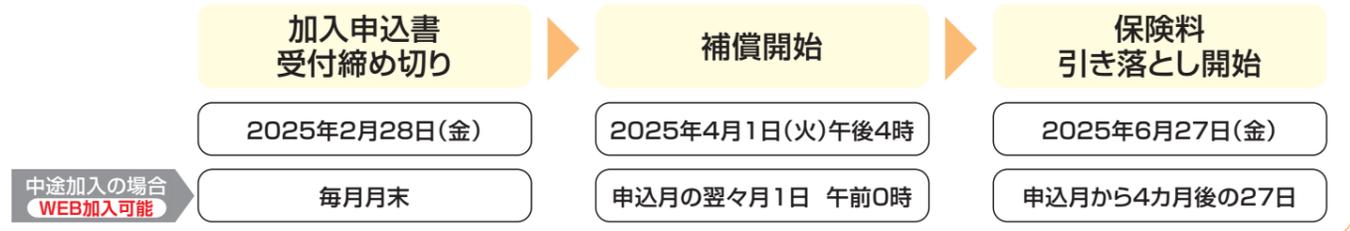
別表	(がん補償) お引受けできない病気や所見・症状	「健康状態告知書」にご回答いただく際に使用します。
ポリープ・しゅよう等	しゅよう*1、結節*1、腫瘍*1(しゅりゅう)、GIST(ジスト、ギスト)、カルチノイド、異形成、白板症、多発性ポリープ(ポリポージス)*2、病理検査や細胞診での異常	
病気や所見		
消化器系の病気	肝硬変、慢性肝炎、肝機能障害(入院や治療を伴うもの)、慢性アルコール性肝機能障害、NASH(非アルコール性脂肪肝炎)、アルコール性肝炎、門脈圧亢進症、食道静脈瘤	
呼吸器系の病気	COPD(慢性閉塞性肺疾患)、肺炎腫、慢性気管支炎、肺線維症、じん肺、けい肺、間質性肺炎	
腎臓の病気	慢性腎機能障害、慢性腎不全、慢性腎炎、尿毒症	
その他	B型肝炎ウイルスキャリア、C型肝炎ウイルスキャリア、貧血(鉄欠乏性貧血を除きます)	
症状*3	しこり、出血(不正出血、咯血、吐血、下血、肉眼的血尿)、黄疸	

*1 「がん、上皮内がん、または異形成」とは異なる病気と診断された場合は「なし」となります。
 *2 大腸などひとつの臓器に多数のポリープが存在する状態をいいます。
 *3 「がん、上皮内がん、もしくは異形成」とは異なる病気と診断された場合、またはその症状に対する診察(服薬・治療を含みます)・検査の結果、告知日時点で医師による診察(服薬・治療を含みます)・検査が終了している場合は「なし」となります。

お申込みにあたって

●この保険は、お申込みいただいてから直には補償が開始されませんのでご注意ください。
 ●保険料の振替は「補償開始の翌々月」から「補償終了月の翌々月」までとなります。

スケジュール



- ご加入者 京都生活協同組合の組合員
 - 保険の対象となる方 保険の対象となる方は、下表の範囲に該当し、かつ、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。
- | 年齢*1 | 左記以外の条件 |
|---|---|
| 【がん補償】
満20歳以上*2満84歳以下
(更新は満89歳以下) | ①京都生活協同組合の組合員
②上記①の家族
(1)配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟
(2)上記①と同居されているご親族の方
③上記①の役員・従業員
④上記③の家族 |

*1 保険期間の初日時点(2025年4月1日)の満年齢をいいます。
 *2 お手軽コースは60歳以上の方のみ、がん診断コースは30歳以上の方のみご加入いただけます。

- 【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】
- (1)配偶者：法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。(婚姻とは異なります。)
- a. 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)
- b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
- (2)親 族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)

- お申込み方法 「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。新規ご加入の方は、「加入依頼書」の必要事項をご記入・ご署名のうえ、返信用封筒にて郵送してください。インターネットで中途加入をお申込みいただく場合には、表紙QRコードからコープ保険サービスホームページへアクセスしてください。

告知の大切さに関するご案内

告知の大切さについて、ご説明させていただきます。

団体総合生活保険のがん補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合には、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。

告知書は保険の対象となる方(被保険者)ご自身がありのままにご記入ください。*1

告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけません。*2

*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。
 *2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけません。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

保険金請求時等に、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

告知いただく内容例*2は次のとおりです。

①入院または手術の有無(予定を含みます)
 ②告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療(投薬の指示を含みます)の有無
 ③過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無等

*2 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。
 詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

以下のケースもすべて告知が必要です。

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内に健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」との指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

ご注意ください 告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。告知すべき内容を後日思い出された場合には、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。
 この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。
 告知に関するお問い合わせは、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

東京海上日動火災保険株式会社

07ut-GJ05-07475-201801